



令和元年 (2019年) 8 月 28 日 (水)

No. 15001 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ AI における法的検討・AI 管理③

AI と憲法 (1)

☆ 知的財産関連ニュース報道 (中国版) (5)

☆ 知的財産研修会 (AI・ビッグデータと知的財産権) (7)

AI における法的検討・AI 管理 ③

AI と憲法

ー 自己情報コントロール権の保障 ー

吉備国際大学大学院 知的財産学研究科 教授

共栄法律事務所 弁護士

谷口 由記

1. AI社会の到来

現在は第4次産業革命の時代、第3次AI(Artificial Intelligence=人工知能)ブームの到来と言われている。第1次AIブームは1950年代で、パズル等は解けたが、実用性がなくてそのブームは去り、1980年代に第2次AIブームでエキスパートシステムは実現し

たが応用性がないとしてそのブームは去った。2010年に入り、第3次AIブームが起き、機械学習の中で先進的学習方法であるディープラーニング(深層学習)が実用化され(これまでは演算を人間が行っていたが、機械が演算を行うことを実現した)、機械が大量のデータから人間等の音声や画像を自動で



特許業務法人 アイミー国際特許事務所

所長 伊藤 英彦*

弁理士

弁理士 白井 あゆみ

弁理士 森下 八郎*

副所長 竹内 直樹*

弁理士

弁理士 松田 美幸子*

*: 付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)

TEL: 06(6120)5210

FAX: 06(6120)5211

E-mail: info@imypatent.jp

URL <http://www.imypatent.jp>

高速度・大量に認識できるようになって、音声認証、画像認証として実用化され、産業界・人間社会を大きく変化させる時代を迎えた。他方でゲームのパターンの複雑化に対応して、パターン数がチェス(10×120乗)、将棋(10×220乗)、囲碁(10×220乗)の順に、世界一のプロ棋士が次々にAIに敗北する事態となった。ディープラーニングは人間の脳神経の伝達構造(ニューラルネットワーク)の仕組みを真似しようとするものであるが、まだ人間と同様の脳神経の伝達による創作活動までには相当の時間を要すると言われている。人工知能「東ロボくん」が東大入試を目指したものの、偏差値57.1で2016年に断念した話もあり、AIの限界の現実も見られる。

日本でも、人間が職業を奪われるのではないかと、果てはSFコミックにあるようにAIロボットが人間を支配する時代が到来するのではないかと懸念する声もある。問題は自律型AIの登場、すなわち機械としてのAIに人間の支配(コントロール)が及ばなくなることの懸念・恐怖である。AIが人間の支配が及ばず暴走を始め、人間を攻撃して、人間を支配することになりはしないかが懸念され、2045年にシンギュラリティといわれる段階、すなわちAIが自らの改良を続けることで限界なく進化し、人類全体の知性を超える超知能が誕生し、スーパーコンピュータの能力が全人類の知性の総和を超える段階に至り、人間の思考能力を超えるスーパーコンピュータが登場するという意見がある一方で、シンギュラリティは起こらないという意見もある。しかし、その近未来を迎えた現代、国民のインターネットに対する向き合い方として、普段SNSになんとか「いいね」とクリックして情報を提供することに何の抵抗も抱いてはいない人々が、それらの情報が集計分析されて何に利用されるかについて容認して情報提供しているのかを考えると、意識せずにSNSを利用している国民が多いように思える。例えば、ネット販売で商品を購入した場合、その購入者の商品購入傾向や個人的嗜好、購入金額等で個人の情報を提供することになる。その結果、パソコンにコマーシャル広告が流れてくる程度であれば、利便性を感じることはあっても、それを拒否するまでの感覚は生まれない。しかし、大量の個人情報を集計し、その個人

と懸念を持たざるをえなくなるが、その情報はすでに自分の支配下にはなく、削除も完全な回収も不可能であり、それらの情報は無限に拡散を続けていくのである。

2. AI社会の憲法的懸念

現在の日本社会は、AIの進化による自動運転自動車や医療ロボット等の技術が人間社会へもたらす恩恵や人間社会に与える新しい利便性の側面が脚光を浴びる一方で、負の側面として、人間が職業を奪われるのではないかと、果てはSFコミックにあるようにAIロボットが人間を支配する時代が到来するのではないかと懸念されているが、実はそれに至る現時点において、国民の自由権、人格権、平等権といった憲法で保障される基本的人権を侵害される懸念が潜んでいるのである。この点はAIに対するポジティブな意見が優先され、ネガティブな意見が排除される傾向があり、マスコミもAIの負の側面を報道すれば、経済的合理性を追求する企業である広告主の営業活動に水をさすことにもなり兼ねないことから、控えめな報道にとどまっている。欧米諸国では既にその議論が高まりつつある、しかし、日本の憲法論議は、第9条(戦争放棄)が中心で、政府もAIを意識した議論を行っていないが、AIがもたらす負の側面である基本的人権への侵害の懸念に意識した議論が必要である。

3. 憲法の人権保障

日本国憲法は昭和22年に施行され、次のとおり基本的人権規定を設けている。

憲法第11条 国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の人権として、現在及び将来の国民に与えられる。

憲法第13条 すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。

憲法第14条 すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。